様式第１号

介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費受領委任払事業者登録申請書

　　年　　月　　日

朝日町長　殿

所在地

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払事業者として登録を受けたいので申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | |
| 事業者名 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 電話番号 |  | | FAX |  |
| 代表者氏名 |  | | | |
| 営業日 |  | | | |
| 営業時間 |  | | | |
| 従業員数 | 従業員総数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人  内訳  １級建築士　　　　　　　　　　　　　　　　　　人  ２級建築士　　　　　　　　　　　　　　　　　　人  福祉住環境コーディネーター　　　　　　　　　　人  その他の有資格者（　　　　　　　　　　）　　　人  （　　　　　　　　　　）　　　人 | | | |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀　　　　行  信用金庫　　　　　　　本店  信用組合　　　　　　　支店  農業協同組合 | | |
| 種別 | 普通　・　当座　・　貯蓄 | | |
| 口座番号 |  | | |
| フリガナ  口座名義人 |  | | |
|  | | |

別紙１

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いについての誓約書

　朝日町介護保険介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いに関する要綱の規定に基づき、介護保険法（以下「法」という。）第41条第１項の規定による居宅要介護被保険者又は法第53条第１項の規定による居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）から、法第45条及び第57条に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）に係る住宅改修費受領委任払いの申出があった場合は、被保険者から保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受け、保険給付分については当該被保険者の委任に基づいて申請を行い、受領することを誓約し、以下の事項を遵守します。

１　被保険者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。

２　住宅改修を行うに当たっては、朝日町、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。

３　被保険者から介護保険住宅改修費の受領委任払いによる住宅改修を行うことを求められた場合には、その都度、被保険者等の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、要綱による受領委任払いの利用が可能であるかどうか確認すること。

４　正当な理由なく、受領委任払いによる住宅改修の施工を拒まないこと。

５　受領委任払いにより住宅改修を行うときは、施工に係る見積書及び図面を作成して被保険者に発行し、了承を得ること。その際、見積書に住宅改修の内容、箇所、規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己分の見込額の内訳を含む。）、施工事業者名及び連絡先を明記すること。また、被保険者が複数の事業者から見積書を取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。

６　住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更の内容を被保険者に通知すること。また、改めて朝日町に対して介護保険居宅介護・介護予防住宅改修事前承認申請書及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

７　被保険者より介護保険居宅介護・介護予防住宅改修事前承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、すみやかに当該通知書に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

８　住宅改修費については、保険給付分と自己負担額の金額を朝日町に確認したうえで、保険給付分を除いた自己負担額の請求書を発行した後に金額を被保険者から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に領収書及び工事費内訳書を発行すること。

９　住宅改修費を受領委任払いにより受給する被保険者が次の事項に該当する場合は、速やかにその旨を町長に通知すること。

（１）　不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）　正当な理由なく、住宅改修を行うに当たって必要な手続等に協力しないとき。

10 被保険者から苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。なお、当該苦情等の内容が事業者において処理することができない内容である場合は、町、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防事業者との協力により適切な対応を行うこと。

11 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命若しくは身体を傷つけ、又は財産等を破損した場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償すること。

12 事業者の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

　　朝日町長　殿

所在地

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞